

仕 様 書

1 業務名

令和8年度九州国立博物館広報業務

2 業務の目的

九州国立博物館（以下「九博」という。）の認知向上と、幅広い層の入館者増を実現すべく、広報活動やP R活動を実施するもの。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務の概要

主な業務内容としては、下記の（1）～（6）とする。

（1）文化交流展示（常設展示）室への来場を促す広報

内容は次の①～④を基本とする。

①特集展示、ツアー

②展示替え情報や目玉となる文化財の情報、おすすめの順路等

③文化交流展示室の施設、設備等の特色

④お正月ノベルティの制作・配布

・令和9年1月1日（金）～令和9年1月3日（日）に文化交流展示室入場者に配布するノベルティの制作（想定配布人数 各日先着500人 合計1500人）

※景品表示法を遵守した単価とすること。

・配布スタッフの手配、配布マニュアルの作成、その他ディレクションの実施

（2）特別展の広報

①主催メディアに限らず、広く様々なメディアに取り上げられるための広報

②記者発表、内覧会、取材対応等に係る調整及び運営支援

（3）博物館の魅力の広報

展示以外の九博の多様な魅力（イベント、あじっぱ、ボランティア、文化財修復施設、環境保全活動、ミュージアムショップ、レストラン、周辺環境など）について、様々な形でメディアに取り上げられるよう発信すること。

（4）公式SNS（Instagram）運用

①フォロワー以外へのリーチ数の増加とフォロワーの増加のための、写真撮影、投稿分作成及び投稿作業

②投稿内容及び反応の分析、改善提案

（5）九州国立博物館応援大使 井上芳雄さんの任命

任命に関わる調整や任命費用の支払いなどを行うこと。

5 業務の方針

- (1) 単なる広告、宣伝といった業務ではなく、テレビ、新聞、ラジオ、web など様々な広報媒体への波及につながるもの(メディアリレーションの考え方を基本にしたもの)となるよう、九博のコンセプトや業務内容、来館者の特性を踏まえた提案を心がけること。
- (2) 令和8年度を通して均衡のとれた広報展開となるよう、年間広報方針計画を立案すること。
- (3) 業務を円滑に実施するための体制を提案すること。

6 完了報告

業務完了後、完了報告書（任意方式によるが、実施コンテンツ毎の報告及び記録写真を添付すること。）を福岡県立アジア文化交流センター広報課に提出するものとする。

7 支払方法

請負代金は、月ごとの精算払いとする。また、消費税等によって端数が生じる場合は、最終支払の際に調整する。

8 仕様の変更

この仕様書で定めた項目の中で、変更の必要が生じた場合は、協議により変更することを妨げない。

9 留意事項

- (1) コンテンツ制作について
 - ① 博物館が定める MI (ミュージアム・アイデンティティ) を遵守し、九州国立博物館全体での広報デザインやビジュアルとの統一性、整合性を図ること。なお、プレゼンテーション時のビジュアル提案にかかわらず、実際に制作を行う際には、九州国立博物館担当者と協議すること。その結果、修正・変更が生じる可能性がある。
 - ② 展示作品を使用する際には、所蔵者及び著作権の関係上、必ず九州国立博物館の担当者と協議すること。
 - ③ 新たに撮影した写真や CG、イラスト、コピーなどの一切の版権は、九州国立博物館に帰属するものとし、九州国立博物館が当該コンテンツ以外の用途で使用することを妨げないものとする。(ホームページ (Web サイト) での二次利用も含む。) また、コンテンツについて、使用写真データを含むすべての組版原稿とともに、Adobe PDF (Portable Document Format) 形式書類を Web サイトで配布できる圧縮を行い、納品すること。さらに、新たに撮影した写真データのうち、九州国立博物館が指定するものについては、JPEG 形式にて併せて提出すること。
 - ④ 制作に必要な九州国立博物館で所有する建物写真及び所蔵品写真データは、貸与

が可能である。

(2) メディアリレーションについて

① 九博が情報発信の主体であることを前提とし、本業務を通して、将来に渡って恒常的に九博とメディアの関係が醸成される仕組みとすること。

② 実施にあたっては、具体的な表現内容や方法等について、九博と十分に協議すること。

(3) 企画した広報活動において九州国立博物館に展示している他機関所蔵の文化財をメディアに掲載、影像撮影する必要がある場合には、九州国立博物館担当者と協議後、受託者が所蔵者への許可申請を行うこと。

(4) 企画した広報活動において、詳細を博物館担当者と協議する必要がある場合は、日程に余裕をもって企画提案すること。

(5) 広報誌「季刊情報誌アジアージュ」及び「展示・イベントチラシ」、「年間スケジュール」の制作は別予算で実施するため本業務の対象外とする。

10 その他

(1) この仕様書に詳細に定めない事項であっても、運営業務の経験上必要と思われる事項については委託内容に含まれるものとする。

(2) 業務に関する経費の一切を負担すること。

(3) 履行期間中、九州国立博物館と緊密に連携し、月に一度打ち合わせを実施すること。